

民間船舶の運航・管理事業(貨物船等)に関する入札説明書への質問に対する回答

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	01_事業契約書(案)	34	30	本事業船舶の全損時の措置 (第89条-3)	事業者が負担する違約金は、本事業船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用の残存期間の支払総額の10分の1に相当する金額の合計額と規定されていますが、事業者にかかる負担金額の大きさや資金調達の条件悪化が考えられることから、1年間の船舶維持管理・運航準備費・その他費用の支払総額の10%に変更頂くことをご検討頂けないでしょうか。なお、違約金は、事業者帰責により契約を解除した場合に発生する損害の補填を目的とした場合、残存期間に関わらず一定程度発生するものであることから、1年間の船舶維持管理等の支払総額の一定割合とすることは適当だと考えます。	ご意見を踏まえ、違約金の算定要領について検討いたします。細部は訂正公告にてお示しします。
2	01_事業契約書(案)	39	14	事業者の帰責事由による契約解除の効力(第98条-2)	No. 1に同じ。	No. 1の回答をご参照下さい。
3	00_入札説明書	16	24	別紙2	競争的対話の出席者につきましては、何名まで出席可能となりますでしょうか。 また、アドバイザー等の参加は可能でしょうか。	競争的対話の出席者は最大20名を予定しておりますが、会場次第では変更になる可能性もあります。アドバイザー等の参加は可能です。
4	01_事業契約書(案)	5	4	第10条	本事業に融資を行う金融機関等のための担保設定については、対抗要件具備のための承諾書の作成へのご協力を含めて、御承諾を頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	金融機関等による担保権設定及び対抗要件の具備を承諾するか否かは、実際に承諾依頼があった時点で決定します。 ただし、PFI事業における資金調達においては、直接協定の締結を前提として、「事業者」の地位・権利・資産等に対する担保権の設定が一般的である点は認識しています。
5	01_事業契約書(案)	20	19	第53条2項	発注者が「本事業船舶」に担保権を設定する場合の承諾に附される「条件」としてはどのようなものをご想定でしょうか。	担保権の実行時に事前に金融機関等と「発注者」との間で協議すること、金融機関等は「発注者」の承諾なく担保権を実行しないこと等を含む条件を設定することが想定されますが、具体的な内容については「発注者」と金融機関等の間で締結する予定の直接協定において協議する予定です。
6	01_事業契約書(案)	33	32	第88条2項	全損の証明に関して、発注者が認める第三者による証明を受けるとございますが、この第三者には保険会社が入るという理解で宜しかったでしょうか。 また、「故意又は重過失」の定義については一般的な民法における通常の解釈によるものであり、民間と国に相違は無いとの認識で宜しかったでしょうか。民間(例えば保険会社)で故意重過失となるものが、国側としても故意重過失となる認識でおります。	事業契約第88条第2項ただし書きのとおり、「全損」に関する故意又は重過失の存否を証明する第三者には、「本事業船舶」に対する普通期間保険(船体保険)を付保した保険会社も含まれます。 「故意又は重過失」については、前提となる事実関係をどのように解釈するかは個別に判断される事項かと思いますが、概念としては一般的な民法における通常の解釈によるものであってその意味では国でも民間でも異なることはない認識です。民間(例えば保険会社)が「故意又は重過失」と認定したからといって、必ずしも本契約との関係でも「故意又は重過失」となるわけではありませんが、当該民間の判断に合理性があれば本契約との関係でも「故意又は重過失」となる蓋然性は高いといえます。
7	01_事業契約書(案)	34	37	第89条5項	「合理的な増加費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、遅延利息やブレイクファンディングコスト等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者に起因する事由により金融費用の発生が避けられない場合は、合理的な範囲で「合理的な増加費用」に含まれます。

8	01_事業契約書（案）	35	2	第 8 9 条 6 項	「合理的な増加費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、遅延利息やブレイクファンディングコスト等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力により発生する合理的な増加費用については、第35条第4項の規定に従います。
9	01_事業契約書（案）	37	3	第 9 5 条	いずれかの船舶の帰責事由により事業契約の全部が解除された場合、他の帰責事由が発生していない船舶についても第95条各項が適用されることとなりますでしょうか。あるいは、帰責事由が発生していない船舶については発注者帰責として第96条が適用されますでしょうか（第98条についても同様です）。	事業者の帰責事由により事業契約の全部を解除することとなった場合、字義どおり事業契約の対象であるすべての船舶に対して本条各項が適用されることとなりますので、いずれの船舶に起因するかは問わず、すべての船舶について本項が適用されることとなります。
10	01_事業契約書（案）	37	37	第 9 6 条 2 項	「合理的な増加費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、遅延利息やブレイクファンディングコスト等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者に起因する事由により金融費用の発生が避けられない場合は、合理的な範囲で「合理的な増加費用」に含まれます。
11	01_事業契約書（案）	38	20	第 9 6 条 2 項	「合理的な増加費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、遅延利息やブレイクファンディングコスト等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第97条第2項の質問であると理解し、回答します。法令等の変更等又は不可抗力により発生する合理的な増加費用については、第34条第4項及び第35条第4項の規定に従います。
12	01_事業契約書（案）	40	2	第 9 9 条 2 項	「合理的な増加費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、遅延利息やブレイクファンディングコスト等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者に起因する事由により金融費用の発生が避けられない場合は、合理的な範囲で「合理的な増加費用」に含まれます。
13	01_事業契約書（案）	40	25	第 1 0 0 条 2 項	「合理的な増加費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、遅延利息やブレイクファンディングコスト等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	法令等の変更等又は不可抗力により発生する合理的な増加費用については、第34条第4項及び第35条第4項の規定に従います。
14	01_事業契約書（案）	25	3	別紙 6	「不可抗力」の「大規模感染症」を新型コロナウイルスのようなパンデミックを想定されていますでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	01_事業契約書（案）	29	1	別紙 8	本規定は、本事業・本契約の入札に関する談合等の不正行為に限られるとの理解で相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	01_事業契約書（案）	31	31	別紙 9	別紙9の2(1)に定められている、上乗せが認められない利ざやとは、契約解除の対象となる船舶についての、契約解除時点において未払いの船舶調達利息の利ざや部分との理解でよろしいでしょうか。	「提案書類」に記載された利ざや（スプレッド）を指します。本契約が解除された場合、「契約解除通知日」から「発注者」が選択した支払方法による支払日までの期間について「調達利率」により利息の再計算を行います。本契約第90条、第94条第一号乃至第三号（第二号については同号の遅延が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限る。）又は「事業者」の故意若しくは重過失により「全損」が生じ第89条第1項により解除する場合は、「提案書類」に記載された利ざやを除く「基準金利」のみを「調達利率」として利息を再計算します。

17	04_サービス対価の算定・支払	3	20	第1第2項(1)	船舶サービス対価のうち、船舶整備費部分に含まれる「その他、船舶調達に関する初期投資と認められる費用」については、本事業に関連し発生する各種アドバイザー費用（法務、会計・税務、ファイナンシャルアドバイザー等）も含まれるとの理解でよろしかったでしょうか。	弁護士費用や会計コンサル費用等の各種アドバイザー費用については、事業者の開業に伴う諸費用に含めてください。
18	03_様式集及び記載要領	6	17	A-1③	「バックアップサービス等の提案がある場合で、金融機関等から関心表明書を受領している場合」とございますが、金融機関からのバックアップサービスとは具体的にどのようなものをご想定されていますでしょうか。	バックアップサービスは、当初想定していた構成員・協力企業等による業務遂行が困難な場合に、その業務を代行するサービスを想定しております。したがって、ご質問にある「関心表明書」とは、「金融機関等からのバックアップ事業に関する関心表明書」とご理解ください。
19	01_事業契約書（案）	31	13	別紙9（3）	別紙9(3)について、融資者から提示のあった利ざやとなるのは、契約解除の対象となる船舶についての、契約解除時点において未払いの船舶調達利息の利ざや部分との理解でよろしいでしょうか。	別紙9 2 (3) の質問であると理解し、回答します。「提案書類」に記載された利ざや（スプレッド）のうち、SPC利ざやを除く金融機関利ざやを指します。本契約が解除された場合、「契約解除通知日」から「発注者」が選択した支払方法による支払日までの期間について「調達利率」により利息の再計算を行います。本契約第93条若しくは第94条第二号（同号の遅延が「不可抗力」による場合に限る。）又は「法令等の変更等」、「不可抗力」若しくは「事業者」の軽過失により「全損」が生じ第89条第1項より解除する場合は、「基準金利」と融資者から提示による金融機関利ざやの和を「調達利率」として利息を再計算します。
20	04_サービス対価の算定・支払	4、9	-	-	サービス対価の支払スケジュールにつきまして、初回は令和8年度第4四半期分となり、実際の支払いがあるのは令和9年度第1四半期（請求書受領から30日以内）と理解しております。船舶調達に関する融資の初回の利払い（金利計算期間：令和8年度第4四半期分）が令和8年度第4四半期末に行われる場合、この初回利払い分については建中金利として、船舶整備費に含める理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	01_事業契約書（案）	19	23	第49条第4項	金融機関から資金調達を行う際に、第49条に記載の「発注者の確認」がなされていることが融資実行の条件となることが想定される一方で、確認のタイミングと船舶調達及び融資実行のタイミングが近接する可能性が高いものと想定しております。ついては、「発注者の確認」がなされているか否かをどの様に確認させて頂くかについては、落札以降、ご相談させて頂くことは可能でしょうか。	可能です。細部はご相談ください。
22	04_サービス対価の算定・支払	4	-	-	仮に契約解除になった場合に「事業者の開業に伴う諸費用」は、履行済みであれば事業者を支払われますでしょうか。	船舶運航開始日到来後に契約解除となった場合、履行済みと合理的に認められる「事業者の開業に伴う諸費用」の未払額に相当する金額については、事業契約書（案）第98条第1項2号、第99条第1項2号、第100条第1項2号に基づき、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払います。
23	01_事業契約書（案）	1	-	-	金融機関から資金調達を行う際に、本事業に関する国庫債務負担行為を承認する旨の国会の議決がなされていることを確認できる資料の提示を求められますので、落札以降に当該資料をご提示頂くことは可能でしょうか。	お求めの資料がどのような資料であるのか定かではありませんが、財務省ホームページで予算書関連資料が公表されておりますので、財務省ホームページをご確認ください。

24	04_サービス対価の算定・支払	10	14	-	船舶調達利息の基準金利が決定した令和8年7月1日以降に、船舶調達費における船舶整備費と船舶調達利息について、最終的な支払日毎の各支払金額が確定するものと理解しております。SPCが船舶調達を行うタイミングで金融機関から融資を受ける際には、最終的な支払日毎の各支払金額を確認できる資料を金融機関に提示する必要があります。こちらが確認可能な上記の最終的な支払金額を反映した事業契約の変更契約はいつ頃締結されるかについて、ご教示下さい。また、仮に船舶調達のタイミングに変更契約締結が間に合わない場合、最終的な支払金額を確認可能な資料を貴省から何等かご提出頂くことは可能でしょうか	変更契約の締結時期は、予算の成立時期や事業者の手続状況等に影響を受けるため一概にお答えできませんが、減額であれば令和8年9月、増額であれば令和9年5月～6月が目途です。また、「最終的な」支払金額を確認可能な資料は変更契約書以外に存在しないため、変更契約締結前に当該資料をお示しすることはできませんが、その計算方法は、「サービス対価の算定及び支払方法（資料-4）」に示すとおりです。
25	01_事業契約書（案）	37	24	第96条	「解除時出来高金額」及び「解除時現状復旧費用」には、改造等費用金額のみならず、保険料、建中金利、融資組成手数料、その他、船舶調達に関する初期投資費用（各種アドバイザー費用（法務、会計・税務、ファイナンシャルアドバイザー等）を含むがこれらに限らない）等、出来高を構築するために必要となる合理的な費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来高に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で「解除時出来高金額」及び「解除時現状復旧費用」の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、発注者が決定します。
26	01_事業契約書（案）	40	31	第101条	第一文から第三文にかけて「協議」を行う旨の記載が複数回登場しますが、必ずしも各「協議」について個別の対応を要するわけではなく、契約終了時に1回の協議によりまとめて必要事項の対応を実施することでも差し支えないとの理解で宜しいでしょうか。	必ずしも各「協議」について個別の対応を要するわけではないですが、必要に応じて実施します。
27	01_事業契約書（案）	40	35	第101条	スクラップ処分時の収益を国に納付する旨規定されておりますが、収益が発生した場合に国に納付することを要求するということは、当然負債が発生した場合は国が負担するという認識でよろしいでしょうか。	スクラップ処分の実施場所等の条件を防衛省が指定することにより、処分に係る経費及び手数料が増大し損失が発生した場合は、事業契約書（案）第101条に基づき協議します。
28	01_事業契約書（案）	33	28	第88条 第89条	「故意重過失」に関してですが、定義としては民間と国に相違は無いとの認識で宜しかったでしょうか。民間（例えば保険会社）が故意重過失となるものが、国側としても故意重過失となる認識でおります。	No.6の回答をご参照下さい。
29	01_事業契約書（案）	20	1	別紙4 14ページ	「防衛省が付保を指示した保険に限り、事業期間中に保険市場において大幅に保険料が変動した場合は、下記の改定方法とは別に、保険料相当の対価を見直す場合がある」とございますが、「防衛省が付保を指示した保険」とは事業契約書（案）別紙5記載の保険を指す理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	01_事業契約書（案）	36	4	第90条第12号	第90条第12号に要求水準未達の場合の解除事由が規定されていますが、他の事由との平仄の観点からは、重大性のある要求水準の未達に限り本号が適用されるとの解釈で宜しいでしょうか。事業契約別紙3（業績等の監視及び改善要求措置要領）に定める「契約解除」の項目に記載されているとおり、「改善勧告を繰り返しても、業務不履行の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合」に該当することが前提となるものと理解しております。	ご理解のとおりです。なお、当該事由に該当するか否かについては、その事象によって判断すべきことであると認識しておりますので、協議の上決定がなされるものと考えております。
31	01_事業契約書（案）	29	5	別紙8第1条及び第2条	SPCである「乙」の他、「乙の代理人」との記載がありますが、「乙の代理人」とは、乙からの委任に基づき、乙に代わって防衛省との契約事務を執り行う代理権を有する者をいうとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

32	01_事業契約書（案）	29	18	別紙8第2条	基本協定書上は代表企業・構成員が連帯して（第12条）、事業契約書上はSPCが違約金賠償債務を負担しますが、重複して請求はされないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
33	01_事業契約書（案）	6	23	第15条	一次審査資料提出の際に選定企業としていた企業を、事業スキームの変更等の理由で、二次審査資料提出で削除となっても問題無いでしょうか。	入札説明書 8(4)及び「様式集及び記載要領（資料－3）」第1 5. のとおりです。
34	2_事業契約書（案）	11	12	第29条	船舶保険の付保等に関しまして、先行案件においては防衛省からの保険証券受領書の取得が必須となっておりますが、保険証券受領書を取得するにあたって、要求される履行保証保険証券のフォーマット等（保険内容の記載方法等）は指定されるのでしょうか。指定される場合は事前にフォーマットのご共有は頂けますでしょうか。	履行保証保険証券のフォーマットはありません。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供として履行保証保険契約を結ぶ場合の細部は、「入札及び契約心得」に従ってください。
35	01_事業契約書（案）	30	2	第5章第3節第79条 出動後の船舶の引き渡し(防衛出動等)	防衛出動船舶の船舶検査証再取得の為、「管海官庁」に対して「定期検査」の申請及び受検を実施するとありますが、「定期検査」に係る諸費用(各種検査費用含む)については防衛省側より補填されますでしょうか。	ご理解のとおりです。